

<祈りのために>

…終わりの日に…彼らはその剣を鋤にその槍を鎌に打ち直す。国は国に向かって剣を上げずもはや戦いを学ぶことはない。ヤコブの家よ、さあ、主の光の中を歩もう。(イザヤ2章1～5節)

過日、第二回の東京中会教職者研修会にて、日本キリスト改革派教会 宣教と社会問題に関する委員会委員長の弓矢健児牧師による、2023年に改革派教会が表明した「平和の福音に生きる教会の宣言」についての講演を聞く機会を得ました。講演後の質疑応答や分団での協議の際に議論になったことの一つは「戦争」をどう定義するのかということでした。「戦争」とは何なのか？何があれば、何が起こればそれは戦争であるのか？を定義するのは易しいことではありません。私たち人間はこれだけ長く戦争をし続けていながら、この問題にまともに取り組み、体系的にするされた著書はあまり多くありません。(あくまで私見ですが、19世紀初めのプロイセン王国の軍人であったカール・フォン・クラウゼヴィッツの「戦争論」は一読をお勧めします。)

そして現代ではさらに事情は複雑になり、従来の国と国との戦争に加え、特定の地域・国境をこえて広がっているテロ組織との戦争や、最新のIT技術を駆使した従来のような武力を行使しない、目に見えないサイバー戦争などが起こっています。また、そのような世界の状況の中で、教会が戦争と平和の問題についてどう考え、何を行い、何を行わないのか？が協議されました。

私たちは、「戦争」に対してどのような態度で臨むべきなのでしょう？ある人たちは、「絶対的平和主義」こそが、キリストを信ずる者のとるべき道であると考えます。いかなる戦争も暴力も否定し、それに加担することを拒否します。これに対しては、今、ガザで行われているようなイスラエルの強大な軍事力による攻撃と苛烈な暴力に抗して、パレスチナの人々が投石で抵抗することも暴力として否定されるのか？自分は武器を取らない、殺さないというだけで良いのか？自分がしなくても他の人がそうしていることを傍観しているのであれば、それは平和的な態度と言えるのか？という反論が成り立つかもしれません。

一方でアウグスティヌスが正戦論を唱え、ウエストミンスター信仰告白に「正しい戦争」が謳われています。どちらも戦争そのものを奨励するものではありませんが、歴史的に、また現在に至るまで多くの戦争の正当性を支えてきたそしりは免れないと思います。そうして教会は戦争に加担し続けてきました。だからこそ、今教会はすべての戦争や暴力や抑圧が神の前に罪であり、戦争には正義が無いことをしっかりと語る責任に召されていると思います。

「戦争」をどう捉えるかは、私たちが今どこに立っていて、どう神の御言を聴いているかにかかっているのではないのでしょうか？ますます複雑化し、混迷を極める世界状況の中で、洪水のように溢れかえる膨大な情報の中で、何が大事なことであるかを判断し、どう生きることが神のみ旨に従うことになるのでしょうか？御言に「終わりの日には…もはや戦いを学ぶことはない」と約束されています。戦いを学ぶ必要がないほどの平和がもたらされるということです。私たち教会は、この終末の希望に生かされているものとして、平和のために祈り、平和の実現に生き続けたいと願います。

〈祈り〉主よ、この終わりの世にあって、私たち教会が、御霊の助けにより頼みつつ、あなたの召しを信じ、終末の希望に堅く立って、平和の福音に生き続けることができますよう憐れんでください。
(菅原正道 上田教会牧師)

新シリーズ『日本キリスト教会大信仰問題』第14章「終わりの日」を読む（第8回）

芳賀 繁浩（福島伝道所牧師／郡山伝道所牧師）

問286 この世を去ったキリスト者は、どのような状態に置られますか。

答 主において死んだ者は、終わりの日に栄光の体によみがえらされるまで、キリストと共におります。

ヨハネ5：28-29、6：40、Iコリント15：51-58、ピリピ3：21、Iテサロニケ4：13-18

新 Q286-1 私たちがこの世を去ったのちの事柄について、すでに「選ばれた者に終わりの日に与えられる祝福」として、「栄光の体を与えられ、永遠に神とともにおらせてくださる」（問答131）と教えられているのに、改めて「この世を去ったキリスト者」について教えるのはなぜですか。

新 A286-1 「終わりの日」が、世界のさばきと完成のときであるだけではなく、わたしたち一人一人にとってもさばきと完成のときであること、そして、その「終わりの日」においても、さらに、その「終わりの日」に至るまでも、イエス・キリストが私たちにとっての慰めであり救いであることを教えるためです。

新 Q286-2 この世を去るとき、私たちの体はちりに返るのではありませんか。

新 A286-2 その通りです。土のちりから造られた私たちの肉体は、私たちがこの世を去るときちりに返ります。そして、世の終わりの日によみがえられ、最後の審判を受けるのです。イエス・キリストの恵みの選びにあずかった者たちは、栄光の体を与えられ、永遠に神と共にあることがゆるされます。けれども、肉体はちりに返っても、魂は消滅したり眠りにつくことはありません。世の終わりに再びよみがえりの肉体と合わせられるまでイエス・キリストと共にありつづけるのです。

新 Q286-3 からだのよみがえりと永遠のいのちについて知るだけで十分ではないでしょうか。

新 A286-3 そうです。けれども神様は、「終わりの日のからだのよみがえり」の約束だけではなお不安と恐れを抱いてしまう、弱く不信仰な私たちために、私たちが世の終わりに至るまで、イエス・キリ

ストの恵みとにあずかり続けることを教えてくださいました。

新 Q286-4 それはどのような恵みですか。

新 A286-4 イエス・キリストは、十字架の上で「イエスよ、あなたが御国へ行かれるときには、私を思い出してください」と願った盗賊の一人に「よく言うておくれ、あなたは今日私と一緒に楽園にいる」とお語りになり（ルカ23：42-43）、天に上げられるに際して弟子たちに「私は世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる。」（マタイ28：20）と約束してくださいました。イエスをキリストと言い表し、その弟子とされた者たちは、死の力によってさえもイエス・キリストと切り離されることなく、世の終わりまでその恵みにあずかり続けるのです。

新 Q286-4 その約束だけで十分なのですか。

新 A286-4 そうです。代々の教会はしばしば、キリストの約束だけでは飽き足らず、人の知恵によってこの世を去った者たちの状態について想像をめぐらしてきました。ローマ・カトリック教会は、聖書には根拠のない「煉獄」の教理を「外典」から作り上げ、宗教改革の時代にも、ギリシャ哲学に基づいて、復活に至るまでの「魂の消滅」や「魂の眠り」についての議論をする人々がいました。けれども、私たちは聖書が記していない、私たちの救いにとって必要ではない知識を求めるべきではありません。むしろ、聖書が、この世を去った者たちの状態について多くを語らないことをこそ大切に受け止めるべきです。神様ご自身が、あなたがたはこの世を去ったのちのことについて心配するには及ばない、とおっしゃっているのですから、私たちはその約束に驚き、喜び、感謝と讃美とをもって、この世において走るべき私たちの馳場を走り抜いていくのです。

沖縄での 2・11「信教の自由祈祷会」で考えたこと

澤正幸（九州中会無任所教師）

今年の 2 月 11 日、日本各地で「信教の自由」を守る集会が行われ、わたしの知る限りでも、函館で久野牧教師が、福岡で小塩海平長老が講師を務めた。わたしも沖縄の「信教の自由祈祷会」で講演を依頼され「信教の自由と宗教法人法」というテーマで講演した。

これまで幾度も沖縄を訪問する機会があった。しかし、沖縄の人々を前にして講演するのは今回が初めてだった。講演を準備しながら愕然とさせられたことがあった。

日本における「信教の自由」の歴史は、明治憲法下の制限付きの「信教の自由」すなわち「安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限り」という制約のもとで、臣民の義務に国家神道の受容と神社参拝の強制が含まれた「不完全な信教の自由」でしかなかったのが、神道指令により国家神道が解体され政教分離がもたらされ、新憲法下の基本的人権としての完全な信教の自由へと解放された歴史として考える。しかし、沖縄にはその歴史は通用しないということに気づかされたのである。

1945 年から 1972 年まで、沖縄はサンフランシスコ条約によってアメリカの信託統治に渡され、米軍政下においては基本的人権を保障する憲法はなかった。沖縄に戦後はなく、戦後民主主義も平和憲法 9 条もなかったのである。

統治者の権力が基本的人権を侵害することを許さない憲法のない中で、基本的人権を求めて沖縄の人々は米軍統治とまさに「徒手空拳」の戦いを続けてきた。米軍による土地収奪と婦女暴行に島ぐるみで戦い、ベトナム反戦の反基地闘争を戦った。

沖縄にはヤマトとは別の歴史があった。沖縄の人々は自治、自立のために戦わなければならなかったのである。わたしはそのような沖縄の歴史から、沖縄での教会の宣教に思いを馳せずにおれなかった。

「信教の自由」に関して、福岡で考えているのとは別の歴史が沖縄にあったように、教会の宣教の歴史においても、九州などとは異なる沖縄の「自律的」歴史があるのではないかということである。沖縄のキリスト教の歴史についてほとんど何も知らない「無知」なわたしは「南島キリスト教史入門」（一色哲著、新教出版社）から多くのことを教えられた。一色氏は「南島キリスト教史」を学ぶ意義を次のように述べる。これまで「日本キリスト教史」は「日本」という「一国伝道史」に基づく教派史・教団史と、それに従属する「地方伝道史観」で研究され、叙述されてきた。しかし、かつての琉球王国の版図である奄美・沖縄・宮古・八重山という「南島」のキリスト教史は、日本という枠に入らない、独自の「自律的」伝道の歴史であった。「南島キリスト教史」との出会いを通して、わたしはこれまで自分の中にあった「日本キリスト教史」観が、横浜公会という中心から沖縄のような辺境へ、上から下への宣教という見方に囚われていたことに気づかされた。奄美大島のカトリック教会の宣教、沖縄読谷山教会の歴史などから、従来の日本宣教とは違った広がりを与えられた。

感謝すべきことに、沖縄という他者との出会いは豊かだった。

<靖国関連ニュース>

○高校無償化の対象拡大、研究者らが訴え

在日外国人の問題などに詳しい研究者らが 2 月 28 日、東京都内で記者会見し、自民、公明、日本維新の会が対象拡大で合意した高校授業料無償化に、朝鮮学校も加えることを求める声明を発表した。

会見には和田春樹・東京大名誉教授や伊勢崎賢治・東京外国語大名誉教授、市民団体のメンバーらが出席し、「子どもに罪はない」などと述べた。

声明では、制度の拡充をするのであれば、対象外としてきた朝鮮学校も加えるべきだと訴えた。今後は署名を集め、政府への提出も検討しているという。

高校無償化は 2010 年から始まった。制度設計をしていた当初は、朝鮮学校も対象とされていたが、拉致問題などを理由に、最終的に対象外となった。（朝日新聞、25.03.01、山本知佳）

○抗議声明「即位・大嘗祭等違憲差止等請求控訴事件」不当判決に抗議する

本日、東京高裁民事第 2 部・谷口園恵裁判長は、「即位・大嘗祭等違憲差止等請求控訴事件」に対し、棄却判決を言い渡した。

私たちはこの不当判決に対して強く抗議するものである。

私たちが提起した本件訴訟は、2019 年に強行されてしまった「即位の礼・大嘗祭」をはじめとする一連の天皇の「代替わり」儀式が、日本国憲法の政教分離、主権在民原則に対する重大な違反行為であることから、われわれ主権者の「基本的人格権」と「納税者基本権」に基づいて、一連の儀式への違法な国費支出差し止めと、当該儀式がもたらす人格権侵害に対する国家賠償を求めて、2018 年に提訴したものである。これに、「代替わり」関連の儀式である 2020 年の「立皇嗣の礼」について、また、神道神話を流布する「国民祭典」を政府各省庁が後援したことの不当性も新たに提訴し本件訴訟に併合された。

しかし原審においては、私たちが一体のものとして提起した裁判を勝手に分離し、とりわけ「納税者基本権に基づく差止訴訟」部分に関しては、一度の口頭弁論も開かれないうまま、却下・棄却させられてしまった。そして、「人格権に基づく差止訴訟」部分も棄却され、「国家賠償請求」部分についても棄却された。

何よりも国の行為について住民訴訟を提起できないことは、法の欠陥といわなければならない。国側は、本件諸儀式は主権者である「個々の国民」に向けられたものではなく、たとえ宗教的感情を害するものであったとしても、「具体的権利侵害」はないとする。諸儀式が個々の日本国に居住する人間に向けられたものでないならば、なぜかように多額の国費を費やしてこのような儀式を行なう必要があるのか。儀式を行なう側は、その天皇を民の上位におき尊崇させる

効果を認識しているからこそ行なうのである。政府の式典委員会は「各式典が、国民こぞって寿ぐ中でつつがなく挙行できるよう」に協力を求めているし、儀式を賛美する言論はメディアを通して報道され続けた。社会的な同調圧力が大きく作りだされたのであり、まさしく祝意は強制されたのである。

こうした日本国憲法に反する国の行為を規制することが裁判所の本来の役割であるにも関わらず、一審裁判所は国の主張をそのまま追認し、内容に踏み込まず形式的な判断を下した。

私たちは、このような原審の審理不尽に対し控訴した。にもかかわらず、東京高裁民事第 2 部は不当にも 1 回の審理をもって弁論を終結しようとし、私たちは即座に忌避を申し立てたにもかかわらず、その忌避も却下され、本日の判決を迎えた。

我々は、本件不当判決に対し強く抗議するとともに、直ちに上告し世論を喚起し、さらに闘っていくことを宣言する。

2025 年 2 月 28 日

即位・大嘗祭違憲訴訟の会
即位・大嘗祭違憲訴訟弁護団

○沖縄戦から 80 年 ネット上の仮想空間に「平和の礎」再現

80 年前の沖縄戦を伝える平和教育などに活用してもらおうと、県は「平和の礎」をインターネット上の仮想空間、メタバースに再現する取り組みを新年度から始めることにしています。

ことしで沖縄戦から 80 年となる中、悲惨な戦争の教訓をどのように語り継ぎ、若い世代に伝えていくかが課題となっています。

こうした中、県は、沖縄戦の最後の激戦地、糸満市摩文仁の平和祈念公園にあり、戦没者の名前が刻まれた「平和の礎」について、インターネット上の仮想空間、メタバースに再現する取り組みを新年度から始めることにしていて、この事業費を新年度予算案に盛り込みました。再現によって、利用者は、パソコンやスマートフォンでメタバースにアクセスし、みずからの分身にあたるアバターを動かすことで、「平和の礎」を見たり公園内を散策したりといった疑似体験ができるということです。

このほかにも、県は、「平和の礎」に刻まれた名前をインターネットで検索できるシステムを、ことし 6 月 23 日の「慰霊の日」までに構築する方針です。

県平和・地域外交推進課は「高齢で現地に足を運ぶことができない遺族や県外に住む人たちにデジタル技術を通じて触れてもらおうとともに、若い世代への平和教育に活用してもらいたい」と話しています。

（NHK 沖縄、
25.02.26）

843号ヤスクニ通信 2025年4月13日 発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会 発行・編集 桑広国（函館相生教会）
--

<編集後記> 各中会で靖国問題関連の委員が選ばれたことと思います。大会靖国神社問題特別委員会でも各中会の委員と連携して、全国レベル・地方レベルの靖国問題に取り組みたいと考えています。